

認定訓練指導員養成講座実施要領

制定 平成 31 年 5 月 1 日付

1 目的

本要領は、介護保険制度における事業対象者および要支援者等の日常生活改善のために、質の高い機能訓練の実施を支援する指導者としての認定訓練指導員の養成を行う事業者の指定要領及び当該事業者の責務等を明らかにすることを目的とする。

2 指定事業者の責務

(1) 認定機能訓練指導員養成講座（以下「講座」という。）実施事業者として特定非営利活動法人介護予防研究会（以下「研究会」という。）から指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、本要領等の定めに従って公正かつ適正に講習を実施しなければならない。

(2) 指定事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定申請手続

(1) 講座実施事業者としての指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の講座の募集を開始する 1 か月前までに、指定申請書（別記第 1 号様式（甲））を、研究会理事長に提出しなければならない。

(2) (1) の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 講座課程

イ 年間の講習実施計画

ウ 各講座ごとの時間割表

エ 講義及び演習を行う講師の名簿、略歴、保有する資格等の証明書及び承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）

オ 別紙 1 の 2(6) に定める運営規程

カ 講座に利用する施設の名称、所在地、教室の平面図、設置者の氏名（法人にあっては、名称）、施設の利用計画及び利用機器

キ 募集案内等受講希望者に提示する書類

ク 受講料等の設定方法及び改定方法

ケ 前年度の決算書及び各講座ごとの収支予算書

コ 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料

4 事業者の指定

(1) 研究会は、申請者から提出された書面等に基づき、別紙 1 に定める指定要件の審査を行い、当該要件を満たすと認められる者を講習実施事業者として指定（以下「事業者指定」という。）する。

(2) 研究会は、指定事業者に対し、事業者指定通知書（別記第 2 号様式(甲)）を交付する。

(3) 事業者指定の有効期間は指定の日の属する月の末日から3年間とする。ただし、地独が事業者指定を取り消した場合及び指定事業者が事業を廃止した場合はこの限りではない。

(4) 15の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者は、事業者指定を受けることはできない。

5 事業者指定を受けた翌年度以降の手続

指定事業者は、事業者指定を受けた翌年度以降、引き続き講座を実施しようとする場合は、毎年度、初回の講習の募集を開始する1か月前までに、次に掲げる事項が記載された事業計画書を提出しなければならない。

ア 前年度計画との変更点及びその理由

イ 講習課程

ウ 当該年度の講習日程及び実施場所を記載した年間の講習実施計画

エ 各講習ごとの時間割表

オ 講義及び演習を行う講師の名簿、略歴、保有する資格等の証明書及び承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）

カ 別紙1の2(6)に定める運営規程

キ 講習に利用する施設の名称、所在地、教室の平面図、設置者の氏名（法人にあっては、名称）、施設の利用計画及び利用機器

ク 募集案内等受講希望者に提示する書類

ケ 各講習ごとの収支予算書

6 事業者指定の更新

(1) 指定事業者が4(3)に規定する有効期間満了後も、継続して指定事業者であろうとする場合は、当該期間が満了する3か月前までに指定申請書（別記第1号様式（甲））を研究会理事長に提出しなければならない。

(2) (1)の申請書には、前年度の決算書を添付しなければならない。

7 事業計画の変更等

指定事業者は、講習実施計画等を変更する場合には、以下の区分に従い、研究会理事長に届け出なければならない。

(1) 指定事業者に関する事項の変更

申請者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地、若しくは、講習担当者の連絡先を変更する場合には、変更届（別記第1号様式（乙））を速やかに提出するものとする。

(2) 講習内容に関する事項の変更

講習の名称及び実施場所、3の(2)アからク、5のイからケまでに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、変更届（別記第1号様式（乙））を講習の募集の1か月前までに提出するものとする。

(3) その他

やむを得ない事情により、緊急に変更する必要がある場合には、当該事情が発生した時点以降速や

かに届け出るとともに研究会の指示に従うものとする。

8 講習実績報告書の提出

講習を実施した指定事業者は、各講習終了後1か月以内に、次のアからカまでに掲げる事項を記載した講習実績報告書に、次のキ及びク書類を添付して研究会理事長に提出するものとする。

ア 開催日時及び場所

イ 受講者数及び修了者数（過去の講習の未修了者も含む。）

ウ 講習課程

エ 講習時間割表

オ 担当講師一覧

カ 各講習に係る収支決算書

キ 修了者名簿

ク 出席簿の写し

9 事業の廃止

(1) 指定事業者は、講座を廃止しようとする場合には、事業廃止届（別記第1号様式（丙））を地独理事長に提出する。

(2) 研究会は、指定事業者に対し、事業者指定解除通知書（別記第2号様式（乙））を交付する。

(3) 指定事業者は、事業運営上知り得た講座受講者にかかる秘密の保持について、指定解除後も十分な措置を講じるものとする。

10 講座修了の認定

(1) 指定事業者は、講習受講者が別紙2「介護予防・認定訓練指導員養成講座講座課程」に定める課程について、総時間数の概ね8割以上を履修した場合に、講座履修として認定するものとする。なお、指定事業者が研究会に追加した課程については、この限りでない。

(2) 講座受講者が、やむを得ない事情等により受講できず、(1)の認定基準に達しない場合、最初に受講を開始した回の講座日程の最終日から1年以内に、同一の講座事業者が行う講座で未履修科目の全部又は一部を受講し、通算して(1)の認定基準を満たしたときにおいては、講座履修と認定することができる。

11 修了試験及び登録

1) 指定事業者は、前10(1)又は(2)により講習履修と認定した者に対し、地独が送付する試験問題・解答用紙により、修了試験を公正に実施する。

(2) 指定事業者は、修了試験を受験した者について、速やかに講座修了・試験受験者報告書（別記第4号様式（甲）及び（乙））を作成するとともに、試験問題・解答用紙を地独に提出する。

(3) 研究会は、提出された解答用紙を採点し、所定の基準点に達した者を運動指導員として、別に定めるところに従い、認定訓練指導員登録者名簿に、登録番号、登録年月日、氏名等を登載する。採点

の結果、所定の基準点に達しない者については、講習履修後、初めて受験した日から1年以内に限り、同一指定事業者が実施する修了試験を受験できるものとする。

(4) 研究会は、(3)により名簿登載した者について、修了証（別記第5号様式（甲））、認定訓練指導員登録証（別記第5号様式（乙））、介護予防・認定訓練指導員講座修了及び登録通知書（別記第6号様式（甲）及び（乙））を指定事業者に交付する。指定事業者は、送付された修了証及び認定訓練指導員登録証を、修了者本人に交付するものとする。

(5) 認定訓練指導員の登録は、登録日の属する月の末日から3年間有効とする。なお、平成19年4月1日以後に登録（更新登録を含む。）された者については、登録日が1月1日から6月30日までの間に属する場合には、登録日から、登録日の属する年の6月30日の翌日から起算して3年経過する日までを、また、登録日が7月1日から12月31日までの間に属する場合には、登録日から、登録日の属する年の12月31日の翌日から起算して3年経過する日までをそれぞれの登録期間とする。

(6) 研究会は、不正の手段によって修了試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、合否判定において不合格とし、又は修了試験を受けることを禁止することができる。

12 登録の更新

(1) 認定訓練指導員として登録された者が、11(5)の登録期間以降、引き続き登録を希望する場合には、機能訓練指導員登録更新申請書（別記第7号様式）により研究会の指定する期日までに申請を行うとともに、研究会理事長が別に定める更新料を納付しなければならない。

(2) 研究会は、前項に規定する更新料の納付確認後、新たに認定機能訓練指導員5号様式（乙）を作成・交付する。

(3) 登録期間の満了により失効し、再度の登録を希望する者については、失効の日から3年以内の場合に限り、11(5)及び前2項の規定を準用する。また、この者の再度の登録日は、申請のあった日とする。

13 講習指定料の納付

(1) 研究会は、指定事業者から提出された事業計画に基づき、指定事業者講習指定料の納付を請求する。

(2) 講習指定料の金額については、事業者の指定事務に係る経費等を踏まえ、地独が別に定めるものとする。

(3) 指定事業者は、指定する期限及び方法により、講座指定料を研究会に納付するものとする。

(4) 指定事業者が実施した講習において、実際に受講した人数が、講座指定料を納付した際に計画した人数を下回った場合、地独は事業者からの申し出に基づき、当該年度に納付された講座指定料からその人数差に相当する額を、翌年度の講座指定料の一部として取り扱うことができる。

14 事業実施に関する地独の指示

研究会は、本事業の実施に関し必要があると認める場合、指定事業者に対しその行う講座の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

15 指定の取消し

指定事業者が、次のいずれかに該当する場合には、認定訓練指導員養成事業にかかる事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて講習の実施を禁止することができる。

- (1) 指定事業者が、この要綱の内容及び別紙 1 の要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定事業者が、2 (1) 又は 2 (2) の規定に違反したとき
- (3) 指定事業者が、不正の手段により 4 の指定を受けたとき。
- (4) 指定事業者が、5 から 8 について、虚偽の内容を提出したとき。
- (5) 指定事業者が、10 もしくは 11 の規定に反して所定の講習課程を履修せず又は修了試験を適正に受験していない者について、講習修了・試験受験者報告書に登載し、地独をして修了証等の交付をなさしめたとき。
- (6) 指定事業者が、13 の講習指定料を地独が指定する期限までに納付しなかったとき。
- (7) 指定事業者が、14 の研究会の指示を受けてこれに従わなかったとき。

16 指定等の公表

この要領に基づき介護予防・認定訓練指導員養成講座事業にかかる講座実施事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

17 認定訓練指導員の責務等

- (1) 認定訓練指導員は、登録証を不正に使用し、又はその名義を他人に使用させてはならない。
- (2) 認定訓練指導員は、認定訓練指導員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

18 登録の抹消等

(1) 研究会は、登録を受けている認定訓練指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には当該登録を抹消する。

ア 本人から登録の抹消の申請があった場合

イ 本人が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

ウ 11 (6) の規定により合格の決定を取り消された場合

エ 不正の手段により登録を受けた場合

オ 不正の手段により登録証の交付を受けた場合

(2) 研究会は、登録を受けている認定訓練指導員が 17 (1) 又は (2) の規定に違反した場合には当該登録を抹消することができる。

(3) 前二項の規定により登録が抹消された者については、その抹消の日から起算して 5 年を経過するまでの間、再度の登録を行うことができない。

附則

本要領は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附則